

福島県知事 佐藤雄平様

## 福島県入札監視委員会の改革に関する意見

平成18年12月21日

福島県入札監視委員会委員長 清水修二



入札等制度検証委員会の最終報告を受け、県入札監視委員会の改革について、福島県入札監視委員会設置要綱第7条にもとづき、以下の通り意見具申を致します。なお、入札等制度検証委員会の提言の中には入札制度の運用を所管する部署の見直しも含まれており、入札監視業務についても当然、所管の見直しがなされるべきことを付言します。

### (1) システムの再構築

まず前提として、入札制度の「設計」「運用」「検証」「改革」を行うシステムを、県として全体的に整備する必要がある。その中で入札監視委員会の位置づけと役割が明確にされ、もしくは再検討されなければならない。

### (2) 審議事項の見直し

個別の工事について入札の執行状況を見るとともに、対象期間の公共工事の全体を見渡しながら、制度運用の実態および制度改革の効果を検証する。このことを通じて、より良い入札制度に向けた改善策を提言していくことを本委員会の基本的な目的とする。

### (3) 審査資料の見直し

当該期間における公共工事の工事種別・規模別の落札状況等を示す全体的データを組上にのせる。他方、個別案件についてはその抽出方法に改善を加える。たとえば委員会内にチームを編成し、抽出数を大幅にふやしてチームで書類審査をしたうえ、そのうちいくつかについてさらに当局の説明を全体会で求めるといった方法が考えられる。

### (4) 調査範囲の拡大

本委員会に、個別案件に関して調査をする業務を加える。委員会で審査をした結果、問題があると認められた場合に調査を行う。また談合情報があった場合に、即座に監視委員会が対応して調査を行い、適切な措置をとることができるようにする。

### (5) 委員体制の強化

委員を10名程度に増員し、必要に応じて機動的に活動できるしくみを工夫する。委員会内にチーム（または小委員会）を設置し、小回りが利くようにするのも一方法である。

### (6) 審議の公開

委員会の審議を原則公開とする。なお、談合情報に関わる事案の審議については非公開とすることもある。

### (7) 名称の変更

委員会の名称を変更する。単なる監視にとどまらず、制度改革に関する重要な使命をも帯びることとなれば、現行の名称はふさわしくないとと思われる。

### (8) 法令上の位置づけの変更

現行の委員会は設置要綱にもとづいて作られているが、権限を強化するため、条例をもって設置するものとする。